

用させることは現実的には困難であることから、やむを得ない事情にある場合には、次によることとして差し支えない。

(ア) 供給した水を飲料用のみに限定して利用させることは実際上困難であり、また、現実的ではないので、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を法による飲料水の供給として差し支えない。

(イ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により供給される生活用水等、他の制度によるべき水の供給は含まない。

カ 法による飲料水の供給を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 飲料水の供給用物品等受払簿

(ウ) 飲料水供給簿

(エ) 飲料水供給のための支払証拠書類

(オ) その他の必要な書類、帳簿等

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 配布

ア 災害が発生したときには、備蓄物資等を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して必要な被服、寝具その他生活必需品を配布すること。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難しいときには厚生労働大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含むことは前述の通り。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

住家の床下浸水等では、一般的に喪失又は毀損は考えられないので、原則として対象としないが、必要な場合は厚生労働省と連絡調整を図り実施すること。

(3) 留意点

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与し、日常生活に支障をきたさないようにするもので、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではないことから、次の点に留意して実施すること。

ア 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、法により給与又は貸与しないこと。

ただし、損害を補償するような性格ではないものの、必要最小限という解釈の余りに厳格な運用は時代の実情にそぐわないこともあるので留意すること。

イ 住家の被害が要件を満たしていない場合でも、例えば船舶の遭難、旅行中の被災等で被害を受け、直ぐには帰来先に戻れないため、当面の被服、寝具その他生活必需品を得ることができないときは、給与又は貸与が必要な場合もある。

【参考】阪神・淡路大震災では、避難所で共同利用した毛布等は特例的に避難所の設置、維持及び管理のため支出できる費用とし、法による被服、寝具その他生活必需品の給与の大半を特例的に応急仮設入居時に避難所で共同利用したものを含まないで行ったことは前述のとおり。

(4) 基準額

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害による損失を補填するものではなく、当面最低限必要なものを給与又は貸与するもので、そのために通常最低限必要な額が定められたものであるので、原則として、給与又は貸与に要する費用の平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、各々の世帯毎にこの範囲で実施するというものである。

なお、救助を要する期間の長期化等により個々の世帯毎にこれを超える額の給与又は貸与が必要な場合には厚生労働大臣に協議して実施すること。

また、船舶の遭難等により被服、寝具等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して給与又は貸与を行う必要がある場合は、そのために支出できる費用の額等について厚生労働大臣に協議して実施すること。

(5) 時価評価

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって法第41条第3号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、評価調書を作成しておくこと。

この場合、特に著しい物価の変動がない限り、毎年度当初に行う時価評価によって行うこととして差し支えない。

また、各世帯毎の支出できる費用の額の算定に当たっては、同一品目で価格の異なる場合、各品目別の平均価格で算定して差し支えない。

(6) 現物支給

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

(ア) 被服、寝具及び身のまわり品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

イ 被服、寝具その他の生活必需品の品目としては、地域及び時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、参考までに例示的に示すと、次に掲げるものが考えられる。

- (ア) タオルケット・毛布・布団等の寝具
- (イ) 洋服上下・子供服等の上着・シャツ・パンツ等の下着
- (ウ) タオル・靴下・靴・サンダル・傘等の身の回り品
- (エ) 石鹸・歯磨洋品・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等の日用品
- (オ) 炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の調理道具
- (カ) 茶碗・皿・箸等の食器
- (キ) マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の光熱材料
- (ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗器材

(7) 現金給付は不可

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、炊出しその他による食品の給与と同様の理由で、現物をもって給与又は貸与するものであるから、現金給付は勿論、商品券等の金券により給付を行うことは考えにくい。

なお、義捐金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは勿論である。

(8) 運搬・支給体制

物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

この際、都道府県等が調整した物資のほか、義捐物資が大量に搬入されることも予想されるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬、配布体制についても併せて検討すること。

(9) 必要な書類

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 物資受払簿
- ウ 物資給与状況
- エ 物資購入及び払出関係証拠書類
- オ その他必要な書類、帳簿等

(注) 法による物資と義捐物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施すること。

(ア) 法による医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいるときに、救護班を派遣して行われるものである。

(イ) 簡単な処置等しかできない診療所しかない地域に、複雑な処置等を必要とする重症患者が発生したときも対象として考えられる。

ただし、この場合、救護班による応急的医療と必要な医療が行える医療機関への輸

送のみを法による救助の対象とし、その後の医療機関における医療は法による救助としてではなく保険診療等で行うことを原則とする。

(ウ) 医療を必要とする者は、その医療を必要に至った原因は問われない。

即ち災害により障害を受けた場合は勿論、災害とは直接関係のない原因によるものであっても、また、被災者以外の者でも、災害により医療の途を閉ざされた者には等しく提供されるものである。

従って、災害発生前から継続している疾病等も、災害発生日以降にかかった疾病等も、等しく医療を受けなければならない必要性に変わりはなく、現に、受けられないという者には提供されなければならない。

(エ) 患者の経済的要件も問われない。

法による医療は、災害により医療の途が閉ざされたために行われるものであるから、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、金銭の有無にかかわらず現に医療を受けられない者には提供されるものである。

(オ) 被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。

また、災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病については、法の趣旨から原則として対象とならない。

(カ) 法による医療の範囲は、災害時における医療機構の混乱等が回復するまでの空白を一時的に補填する制度であるということに留意し、真に必要やむを得ない医療は十分になされなければならないが、同時に応急的な医療にのみ限定されるものである。

(キ) 法による医療は、いわゆる応急的な診療であって、予防的ないし防疫上の措置は原則として対象とならない。

【参考】阪神・淡路大震災では、医療が十分できるようにならなかった上、避難所生活が相当長期にわたったことから、救護班等が行ったインフルエンザの予防接種等は特例的に法による医療と認めた。

イ 法による医療は、原則として、救護班で対応した応急的な医療とし、重篤な救急患者等については、救護班によりできる限りの応急的な医療を行うこととなるが、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送して対応すること。

この場合、原則として、救護班による応急的な医療及び患者の輸送についてのみが法による救助となるのは前述の通りであり、このうち、輸送に要する費用は、基準告示で定める応急救助のための輸送費として整理すること。

ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。

この場合、原則として、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、国民健康保険の診療報酬（次の（注1）及び（注2）の場合は協定料金）の額以内で法による医療のために支出できる費用として認められる。

（注1）病院又は診療所には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する

法律」及び「柔道整復師法」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。

(注2) 医療には施術者が行うことができる範囲の施術を含む。

ウ 法による医療は、被災地の医療機能が混乱又は途絶等から法による医療が必要と判断される場合に、予め編成しておいた救護班等を被災地へ派遣し医療活動を行わせるものである。

(ア) 予め編成しておいた救護班では十分な医療が確保できないときには、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護師等により救護班を編成すること。

(イ) (ア)により十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。

(ウ) (イ)によるその他の医療機関等からの雇い上げが拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第24条の規定による従事命令により、これら雇い上げを拒否する医療機関等から医師、薬剤師及び看護師等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第24条の規定による従事命令は強制権によるものであるもので、その運用に当たっては、できる限り当該医療機関の理解を得て雇い上げによるように努力するなど、慎重に取り扱われたい。

(エ) 被災都道府県は、自らが編成し得る救護班では十分な救助がなし得ないと判断した場合は、速やかに他の都道府県に対し救護班の派遣要請を行うこと。

行政機関が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の派遣要請を行うことができない場合は、速やかに厚生労働省へ連絡し、派遣要請依頼の調整を図ること。

(オ) 被災都道府県以外の都道府県は、次により救護班の応援派遣等について配慮すること。

① 被災都道府県と災害援助協定を締結している都道府県は、被災都道府県の要請に基づき救護班を速やかに派遣すること。また、状況に応じて、災害援助協定に基づき自らの判断により救護班を派遣すること。

② 災害援助協定を締結していない都道府県にあっても、状況に応じて、被災都道府県の要請を待たずに救護班を派遣することも考えられる。

③ 応援派遣される救護班は、初期の医療活動が自己完結的にいえるよう、最低限度の医薬品や医療器材のほか、食料・飲料水、その他の生活必需品等を携行し、必要に応じて野営等もできる装備で被災地入りすること。

(カ) 被災都道府県は、被災地外の都道府県から派遣された救護班を被災地内の医療需要に応じて適正に配置するための受け入れ調整を行うこと。

救護班の受け入れ調整は、地域の実情に詳しい保健所等において実施することが考えられること。

行政機能が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の受け入れ調整を行うことができない場合は、速やかに厚生労働省に救護班の受け入れ調整を要請すること。

(キ) 被災地外の都道府県から派遣された救護班は、被災地の都道府県の調整に従い救護班の活動を行うこと。

(ク) 被災都道府県は、自らの判断により単独で被災地入りし、医療活動を行う者に対し

て、自らの調整の下に活動する救護班となるよう要請すること。

エ 災害が発生した場合、救護班による医療提供を的確に行う上で、被災地における医療施設及び設備の被害状況、診療機能の可否の状況、医薬品及び医療用資器材等の需給状況、交通状況等の情報が不可欠であることから、関係部局と連携を図り、これらの状況を速やかに把握すること。

オ 法による医療は、次の範囲内において行うこと。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

カ 法による医療を実施できる期間は次により定めること。

(ア) 法による医療が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の法による医療の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が14日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

(イ) (ア) により医療を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による医療を実施する期間を災害発生の日から14日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた期間内に法による医療を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により医療を実施する期間を延長できる。

- ① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
- ② その他の場合には延長する期間を原則として14日以内で定めること。
- ③ ①及び②のいずれかの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

キ 法による医療のため支出できる費用は、原則として次による。

(ア) 法による医療のため支出できる費用は、基準告示において、救護班による場合は、薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とすることと定められていること。

このほか、救護班が使用する消耗品の費用等が考えられるが、これらについては「修繕費等」の「等」に含まれると考えられる。

(イ) 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護師、事務員、運転手等を医療業務に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。

- ① 国又は地方公共団体に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。
- ② 日本赤十字社の職員等については、法第34条の規定により委託費用として日本赤十字社に対して補償すること。
- ③ 法第24条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護師等は、同条第5項の規定により、その実費を弁償すること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第29条に基づき扶助金の支給が行われる。

④ その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常の賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第29条による扶助金の支給対象とはならない。

(ウ) 法による医療のため支出できる費用は、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内と定められているが、原則として、これらについては、この額以内なら全て認められるということではなく、法の趣旨から、当然、特別な理由があり必要と認められる場合に、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、この額以内で行うことができるということであるので留意すること。

(エ) 救護所を設置したときの借損料（建物、仮設便所及び間仕切り等の設備、機械、器具並びに備品の使用謝金又は借上料）等は原則として次によること。

① 日本赤十字社の設置する救護所については、「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」（昭和34年8月18日社発第428号厚生省社会局長通知）の記5の（2）により、法第32条の規定に基づく委託が行われ、法第34条により補償すべき費用となっている。

② その他の救護所等については、通常、避難所内に設置され、避難所の設置のため支出できる費用と分ち難いことから、避難所の設置のため支出できる費用として整理されている。

従って、避難所の設置のため支出できる費用と別に救護所の設置のための支出が必要な場合は、事前に厚生労働省に連絡調整して設置すること。

(オ) 救護班以外の者が任意に行った医療活動は、原則として、使用した医薬品衛生材料の実費等についても支出することは認められない。

ただし、任意の医療活動を行うために被災地にいる医師等を近隣の者と解し、法第25条に基づく協力命令により都道府県知事の管理下に医療を行わせた場合は、当然、使用された医薬品衛生材料等の実費は支出できる。

なお、協力命令は、強制力を伴う従事命令と異なり、公用令書等による必要はなく、また、都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請で、その調整下に行われた医療も協力命令による救助と解して差し支えない。

(カ) 通院中（在宅医療を含む。）の患者等で、災害のため薬剤等が得られないため、直接生命にかかわるような事態を招く者、又は、日常生活に重大な支障をきたす者に、必要な薬剤、水、電源、機・器材等を給与等した場合、これらの物資の購入・輸送等に要する経費で、他の制度によることができないものについては法による救助として、医療又は応急救助のための輸送費として差し支えない。

ク 救護班の医師は、当初は外科・内科系を中心に編成することとなるが、災害の規模・態様を勘案の上、時間の経過に対応し、必要に応じ適宜精神科の医師を加える等、被災地の医療需要を踏まえた構成として差し支えない。

また、一般的には精神保健対策で実施されるものと考えられるが、災害発生直後の混乱期の応急的な医療として精神保健面から保健師を派遣せざるを得ない事情にある場合は厚生労働省と連絡調整を図ること。

【参考】精神保健についての考え方

阪神・淡路大震災では、震災による精神的ショック、長期避難生活に伴うストレス、将来への不安による不眠や頭痛等のいわゆる心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の問題が注目され、精神保健面の重要性が認識された。通常、これらは中長期的に精神保健対策で対応すべきであるが、大規模災害の被災直後の対策として必要で、他で対応できない場合に法による対応も考えられる。

ケ 個々の救護班が長期間にわたる活動を継続することは、個々の救護班に著しい負担を課することとなるので、できる限り短時間での交代ができるよう、その要員の確保に努めるとともに、短期間交代に対応するため、常に円滑な引き継ぎができるよう配慮して実施させること。

コ 救護班により提供される医療は、あくまでも災害によって失われた医療機能を応急的に代替するものであるので、被災地の医療機能が回復し次第、現地の医療機関にその機能を移行させること。

この場合、救護班の撤収に当たっては、現に医療を受けている患者を地元医療機関へ確実に引き継がせること。

サ 法による医療を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救護班

- ① 救助実施記録日計票
- ② 医薬品衛生材料受払簿
- ③ 救護班活動状況

(イ) 都道府県又は委任を受けた市町村

- ① 救助実施記録日計票
- ② 医薬品衛生材料受払簿
- ③ 救護班活動状況（写）
- ④ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- ⑤ その他必要な書類、帳簿等

(2) 助産

法による助産については、原則として概ね法による医療の例に準じて取り扱われることとなるが、医療とは若干異なる点もあるので、次の点に留意して取り扱うこと。

ア 災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため助産の途を失った者に対して法による助産を実施すること。

イ 法による助産を実施できる期間は次により定めること。

(ア) 法による助産が必要な期間等が予測できる場合、又は、一定期間以上の助産の必要性が明らかな場合等は、その期間によること。ただし、災害発生の日以前又は以後の7日を超えた分べんを対象とし、分べんした日から7日を超えて実施する場合は、厚生労働大臣と協議すること。

(イ) (ア) により助産を実施する期間等を定められない場合は、とりあえずそれぞれの期間を7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた分べん日又は期間内に法による助産を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により法による助産を実施する期間を延長できる。

① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

② その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

ウ 法による助産は、分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給の範囲内において行うこと。

エ 法による助産のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

オ 法による助産を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 衛生材料等受払簿

(ウ) 助産台帳

(エ) 助産関係支出証拠書類

(オ) その他必要な書類、帳簿等

(注) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。

5 救出及び死体の搜索

(1) 災害にかかった者の救出

ア 災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに搜索し、救出すること。

(ア) 災害のために、現に生命身体が危険な状態とは、必ずしも災害が直接的な原因となっていることは要しないし、また、その原因も不可抗力か本人の過失かなども問われない。

(注) 災害にかかった者とは、厳密には災害を原因とする者のみとも解せられるが、生命等に係わる問題で厳密な運用を行うことは必ずしも適切ではないので、通常、(ア) により運用している。

(イ) 現に生命身体が危険な状態とは、客観的に明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければならない状態におかれているような場合をいう。

(ウ) 生死不明の状態とは、生死が判明しない者をいい、行方不明であるが死亡が明らかかな者或いは死亡が客観的に推定される者については、後述の死体の搜索として行うこととしている。

なお、一般的な救出の期間である3日間経過後は、明らかに生存している者を除き、

死体の捜索として取り扱うことが通例である。

ただし、明らかに生存している者がいる場合については、厚生労働大臣に協議の上、救出期間を延長できること。

また、法による災害にかかった者の救出も死体の捜索も、整理上の問題であり、実施する内容等は、基本的に何ら変わらない。

(エ) いわゆる通常の避難は、法による災害にかかった者の救出には当たらない。

(オ) 法による災害にかかった者の救出は、人の救出だけに限定される。

財産はもとより、救出される者が大切にしている愛玩具、動物等についても、原則として対象とはならない。

ただし、ともに救出しなければ、本人の救出に支障がある場合又は本人の精神に重大な支障をきたすおそれのある場合で、被災者全体の救出に特に支障がないときに、本人以外のものの救出又は運搬を妨げるものではない。

イ 法による災害にかかった者の救出を実施できる期間は原則として3日以内とする。災害のため生命又は身体が危険な状態にあるような者などの捜索又は救出は、最も緊急を要する救助であるから、3日以内で終了するよう努めなければならない。

(ア) 3日を経過した時点で、生存が明らかであるにも関わらず救出ができないときには、厚生労働大臣と協議の上、救出を実施する期間を延長できる。

(イ) 3日を経過した時点で、生死不明となっているときには、原則として法による死体の捜索に切り替えて実施すること。

この取扱いは、単に事務上の整理として災害にかかった者の救出から死体の捜索に切り替えて整理しておけば良いというもので、遺族の心情等を勘案し、改めて切り替える旨を公表する必要はないので留意すること。

なお、法による災害にかかった者の救出も死体の捜索も、救助の程度及び方法等についてなんら差異はないことは前述のとおりである。

(ウ) 救助種類の変更については公表せざるを得ない場合で、遺族等の心情から死体の捜索に切り替えることができないときには、厚生労働大臣に協議の上、法による災害にかかった者の救出として継続することもやむを得ない。

ウ 法による災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

(ア) 法による災害にかかった者の救出は、その性格から、人命の救助に必要であれば、真に必要やむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によるべきである。

(イ) 法による災害にかかった者の救出のために支出できる費用は、特に額の限度が定められていないが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならないが、例えば、正当な報酬等の範囲内で救助に協力しないような者がいたときには、法第24条又は第26条の規定により強制権を発動する等の措置により、正当な価格の維持に努めることなども検討すべきである。

エ 法による災害にかかった者の救出に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを保存しておくこと。

(ア) 救助実施記録日計票

- (イ) 被災者救出用機械器具燃料等受払簿
- (ウ) 被災者救出状況記録簿
- (エ) 被災者救出用関係支払証拠書類
- (オ) その他必要な書類、帳簿等

(2) 死体の搜索

法による死体の搜索については、原則として概ね法による災害にかかった者の救出の例に準じて取り扱われることとなるが、災害にかかった者の救出とは若干異なる点もあるので、次の点に留意して取り扱うこと。

ア 災害が発生したときには、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して、速やかに搜索を行うこと。

イ 法による死体の搜索を実施できる期間は次により定めること。

(ア) 法による死体の搜索に必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の搜索の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

(イ) (ア) により死体の搜索を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の搜索を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合も、定められた期間内に法による死体の搜索を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により法による死体の搜索を実施する期間を延長できる。

① 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

② その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

③ ①及び②のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

ウ 法による死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

法による死体の搜索も、法による災害にかかった者の救出同様、遺体を回収するために必要であれば、真に必要やむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によることができるが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならないことは、災害にかかった者の救出と同様である。

エ 法による死体の搜索に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 搜索用機械器具燃料等受払簿
- (ウ) 搜索状況記録簿
- (エ) 搜索用関係支払証拠書類
- (オ) その他必要な書類、帳簿等